国立研究開発法人産業技術総合研究所

計量標準総合センター　計量標準普及センター

OIML認証業務合意書（第2版）

ISO/IEC17065 の認証要求事項により、OIML -CS適合証明書業務において、国立研究開発法人産業技術総合研究所計量標準総合センター（以下、NMIJ/AIST）は申請者に対し、次の事項を要求する。

記

1. NMIJ/AISTから連絡を受けたときの適切な変更の実施を含めて、申請者は常に認証要求事項を満たす。
2. 認証が継続的な生産に適用される場合、認証要求事項を継続的に満たす。
3. 申請者が評価及び苦情の調査に必要なすべての手配を行う。
4. 申請者は、認証範囲と整合した、その認証に関する表明を行う。併せて、OIML –CS PD-06（Use of OIML Type Evaluation Reports and OIML Certificates）の4章に従う。
5. 申請者は、 NMIJ/AISTの評価を損なうような型式の認証の使い方をせず、また、誤解を招く又は認証範囲を逸脱するとNMIJ/AISTが考えるような型式の認証に関する表明を行わない。
6. 認証の一時停止、取り消し又は終了の場合、申請者が、型式の認証に言及しているすべての宣伝・広告物の使用を中止、OIML-CSの規定及びIAJapanの認定スキーム（以下、「認証スキーム」）の要求に従って処置をとり（認証文書の返却）、その他、国際法定計量事務局（BIML）若しくはNMIJ/AISTの要求された処置を取る。併せて、OIML –CS PD-06の5章に従う。
7. OIML -CS適合証明書の写しを申請者が他者に提供する場合、OIML -CS適合証明書の全部又は認証スキームに規定された通りに複製する。以下の事項について、申請者は、従わなくてはならない。
8. どの国又はどのグループの国における国家又は地域の型式承認申請を助けるものとして、承認取得のため提出した型式がOIML -CS適合証明書上で特定する型式と同一であることの証拠を要求に基づいて提示する。

備考：地域又は国の承認機関が求めた場合，OIML -CS適合証明書と共に所有者は又は所有者に代わってEvaluation Report一式を提示しなければならない。

1. 型式承認が要求されていない国において初期検定のために個々の計器を提出する際の助けとして、検定のため提出した計器がOIML-CS適合証明書に特定する型式であることの証拠を要求に基づいて提示するのは申請者の責任である。
2. その型式の計量器（試験試料が代表する）が関連勧告の要件に適合していることが判明していることを購入者、ユーザー及びその他関連団体に通知する。

備考：このような適合証拠（及びそのOIML -CS適合証明書が発行されたOIML加盟国名）を、例えば，製造事業者カタログ及びその他マーケティング用印刷物に引用したり記載したりすることができる。

1. 申請者が、文書、パンフレット、宣伝・広告物などの媒体で認証された型式について言及する場合、NMIJ/AISTの要求事項、認証スキームの規定に従う。
2. 申請者は適合マークと誤解されうるマーク等の使用及び製品に関する情報についてNMIJ/AIST の規定、認証スキームの規定（OIML文書 PD06及びB20の規定）等のすべての要求事項に従う。
3. 申請者が知り得た認証要求事項の適合性に関する全ての苦情の記録を残し、NMIJ/AISTに遅滞なく、報告する。また、次の事項を行う。
4. 上記の苦情、及び認証要求事項への適合性に影響を与えると判明した製品の不備に関して、適切な処置を取る。
5. とった処置を文書化する。
6. 申請者は、認証要求事項に適合する能力に影響を与える可能性のある変更（証明書に記載された型式に対する変更を含む）について、遅滞なくNMIJ/AISTに通知する。
7. NMIJ/AISTは、認証業務中に以下の事由が発生した場合、申請者の承諾を得て、認証業務を中止することができる。また、認証業務を中止にした場合であっても認証業務に係る費用の全部を徴収する。
	1. 不具合が発生し、その原因が特定できない場合
	2. 不具合が発生し、その原因が認証要求事項に適合していないと判断される場合
8. NMIJ/AISTは、認証の結果が不適合と決定された場合、本合意書の全部又は一部を解除することができる。
9. 本合意書の規定のない事項については、申請者及びNMIJ/AIST間での協議の上解決する。

以上

　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　日

申請者

名　称

　　住　所

　　担当者

NMIJ/AIST